

国分寺市工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、国分寺市が発注する請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、公共工事の品質の確保を図るため、公正かつ適切な評定を実施することにより、受注者の適正な選定及び指導育成等に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は、一件の契約金額が500万円以上の請負工事（単価契約を除く。）について行うものとする。

(評定者)

第3条 評定する者（以下「評定者」という。）は、請負工事を担当する課の課長（以下「工事担当課長」という。）及び請負工事を担当する課の係長（以下「工事担当係長」という。）並びに国分寺市契約事務規則（昭和40年国分寺市規則第5号。以下「規則」という。）第58条第1項に規定する監督職員（以下「監督員」という。）並びに規則第60条第1項に規定する検査員（以下「検査員」という。）とする。

(評定の時期)

第4条 評定は、請負工事の竣工検査が終了した後、速やかに行うものとする。

(検査員の評定方法)

第5条 検査員は、請負工事ごとに、検査成績評定表及び検査成績評定項目別評定表により評定を行うものとする。

(工事担当課の評定方法)

第6条 工事担当係長及び監督員は、請負工事ごとに、工事成績評定表及び工事成績評定項目別評定表（（法令遵守等）の項目を除く。）により評定を行うものとする。

2. 工事担当課長は、請負工事ごとに、工事成績評定表及び工事成績評定項目別評定表（法令遵守等）により評定を行うものとする。

(評定結果の取りまとめの依頼)

第7条 総務部契約管財課長（以下「契約管財課長」という。）は、第5条により行われた評定の結果を、工事担当課長に送付し、評定結果の取りまとめを依頼するものとする。

(評定結果の取りまとめ)

第8条 工事担当課長は、検査員による評定の結果と課内の評定者による評定の結果を取りまとめ、工事成績評定報告書（以下「報告書」という。）に評定結果を記録するものとする。

（取りまとめ結果の報告）

第9条 工事担当課長は、前条の規定により取りまとめた評定の結果について、報告書により速やかに当該工事を担当する部の部長に報告するものとする。

（評定結果の報告）

第10条 工事担当課長は、工事成績評定表及び報告書に取りまとめた評定の結果について、契約管財課長に速やかに送付するものとする。

2. 契約管財課長は、前項の評定の結果について、総務部長に速やかに報告するものとする。

（評定結果の通知）

第11条 契約管財課長は、前条第2項で確定した当該評定の結果について工事成績評定通知書により、速やかに当該請負工事の受注者に通知するものとする。

（評定結果についての説明）

第12条 前条の規定による通知を受けた者は、評定の結果に疑義がある場合は、当該通知を受け取った日の翌日から14日以内に契約管財課長に対して疑義申立書をもって説明を求めることができる。

2. 前項の規定により説明を求められた場合には、契約管財課長は、工事担当課長と協議のうえ、速やかに回答書により回答するものとする。

（評定の修正）

第13条 評定者は、評定を修正する必要があると認めたときは、当該工事成績評定を修正することができるものとする。

（評定結果の適用）

第14条 契約管財課長は、第9条の評定結果について、必要に応じて国分寺市競争入札業者選定委員会に報告する等、評定結果の有効かつ効率的な運用に努めるものとする。

（国分寺市工事成績評定要領の様式）

第15条 この要領に規定する文書の様式は、次の表のとおりとする。

| 文書の種類 | 様式 | 根拠条文 |
|--------------|-------|------|
| 検査成績評定表 | 第1号様式 | 第5条 |
| 検査成績評定項目別評定表 | 第2号様式 | 第5条 |

| | | |
|-----------------------------|--------|----------------------|
| 工事成績評定表 | 第3号様式 | 第6条、 第10条 |
| 工事成績評定項目別評定表（基本的な技術力と成果の評価） | 第4号様式 | 第6条 |
| 工事成績評定項目別評定表（技術力の発揮） | 第5号様式 | 第6条 |
| 工事成績評定項目別評定表（創意工夫と熱意） | 第6号様式 | 第6条 |
| 工事成績評定項目別評定表（社会的貢献） | 第7号様式 | 第6条 |
| 工事成績評定項目別評定表（法令遵守等） | 第8号様式 | 第6条 |
| 工事成績評定報告書 | 第9号様式 | 第8条、 第9条、 第10条 |
| 工事成績評定通知書 | 第10号様式 | 第11条 |
| 疑義申立書 | 第11号様式 | 第12条 |
| 回答書 | 第12号様式 | 第12条 |

附 則

この要領は、平成26年4月1日以降に契約を行う請負工事から適用する。

附 則

この要領は、決裁の日から施行し、改正後の国分寺市工事成績評定要領の規定は平成26年12月1日から適用する。

附 則

この要領は、決裁の日から施行し、平成27年2月1日以降評定を行う請負工事から適用する。

附 則（平成29年1月4日施行）

この要領は、決裁の日から施行し、決裁の日以降評定を行う請負工事から適用する。

附 則（令和元年5月31日施行）

この要領は、決裁の日から施行し、決裁の日以降評定を行う請負工事から適用する。

附 則

この要領は、決裁の日から施行し、令和8年4月1日以降評定を行う請負工事から適用する。